## 新しい自治のしくみづくり

(財) 地方自治総合研究所 计山 幸官

- 1. はじめは自分たちの「ちから」で治めた 「ちから」=コミュニティの共同作業+家族の協力
- 2. 市民の「ちから」が弱まって自治体政府をつくることに 自治体政府=村寄合と雇傭人
- 3. 近代国家の自治体政府として切り離された 自治体政府=国の地方行政機関 コミュニティ=放置 市民=統治されるもの
- 4. 戦後福祉国家のもとでの自治体政府と市民

福祉国家=ナショナル・ミニマム行政=中央集権的=仕事拡大 自治体政府=国の出先的性格(委任事務)と住民本位行政(サービス) コミュニティ弱体化と行政への依存(行政の独占と効用低下) 社会の変化(成長の終わり、高齢世帯、一人暮らし、労働・こども、市 民意識の変化)

行政による解決の限界 (ごみ屋敷、騒音おばさん、不登校児、いじめ、 虐待、犬・ねこ騒動)

- →地方分権改革 地方で「協働」型の社会運営を築く(自治型社会)
- 5. 自治体政府が市民の手に一これからの地方自治 ガバメントからガバナンスへ 市民の「ちから」が治める三つの領域
  - ・ 寛容と理解の「私」の領域
  - ・ 市民活動が担う「共」の領域
  - 市民主権で動かす自治体政府の「公」の領域

自治基本条例の意義 市民のちからで治める領域の組織と運営

- 6. 自治体は「市民の『ちから』で治める」単位としてふさわしいか
  - ・市民の不安を察知する(社会の変化が暮らしに)
  - ・市民の提案を話し合う
  - ・市民の「ちから」を発揮する
  - ・「公共」実現の近隣政府への期待